

平成 30 年 7 月豪雨災害を踏まえた 対策の実施について（8 月専決分）

平成 30 年 7 月豪雨災害により、道路上に堆積した法面崩壊土の撤去や被害を受けた道路を早期復旧するため、下記の補正予算について、平成 30 年 8 月 17 日（金）に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、市長の専決処分を行いました。

1 補正予算の規模（単位：千円）

会 計 名	補正前の額	補正額	計
一般会計補正予算（第 3 号）	31,742,049	66,000	31,808,049

2 補正予算の内容

（1）道路上に堆積した法面崩壊土の撤去等の応急工事費	20,000 千円
（2）道路上の倒木処理や橋脚等に堆積した塵芥の処理費	6,000 千円
（3）被災した道路の早期復旧に向けた設計等の委託費	10,000 千円
（4）被災した道路の早期復旧に向けた復旧工事費	30,000 千円

3 その他の災害復旧費について

その他の公共土木施設や農地・農業用施設の復旧工事費等については、9 月補正予算での計上を予定しています。

（参考）公共土木災害復旧費用 8 月 10 日現在（千円）

	状況等	費目	事業費	件数	備考
8 月 専決	現場対応済	工事費	20,000	19	路面上崩土の排土、応急工事
		委託料	6,000	13	河川塵芥処理、倒木処理
	災害査定前 事前着手	設計費	10,000	3	湯谷番谷線、米田 6 号線、山陽自動車道側道
		工事費	30,000	1	湯谷番谷線

小計① 66,000

9 月 補正	国庫補助	測量費	4,000	20	
		工事費	249,100	29	道路 23 件、河川 6 件
	市単独	工事費	51,000	85	道路 75 件、河川 10 件

小計② 304,100

合計①+② 370,100